



平成24年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社ベリテ
代 表 者 代表取締役社長 C E O 平野 和良
コード番号 (9904 東証第二部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 高橋 好一
(T E L : 045-415-8820)

株主による臨時株主総会の招集の請求に関する当社の対応に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 14 日付「株主による臨時株主総会の招集の請求に関する当社の対応並びに臨時株主総会招集基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社株主より平成 24 年 9 月 10 日に書面を受領した臨時株主総会招集の請求（以下、「本請求」といいます。）を受けての対応として、臨時株主総会の招集自体は決定に至っていないものの、招集に係る手続面での準備を可能としておくため、平成 24 年 11 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日を平成 24 年 9 月 30 日（日曜日）と決めました。

そして、当社は、臨時株主総会の招集を行うか否か、及び行う場合の開催日時、場所、付議議案等詳細について、当社顧問弁護士を交え誠実に検討を行って参りましたが、本請求の適法性は確認されたものの、対応方針について結論に至らなかったため、平成 24 年 9 月 25 日（火）におきまして上記基準日設定を取消すと共に、臨時株主総会の招集を行うか否か、及び行う場合における議決権行使の基準日、開催日時、場所、付議議案等詳細については、本請求受領日から 8 週間後に相当する平成 24 年 11 月初旬を目途に決定することを目指すこととし、決定次第、お知らせいたしますとさせて戴いておりました。

その後、当社は、事案の重要性、実施の可否、決定時期その他諸般の状況を総合勘案し検討するとともに、請求株主との間で当該請求内容につき、適正性、妥当性、相当性等に関して個々に検討、協議を尽くして参りましたが、やはり請求自体には一定の合理的理由は存すると判断はされるものの、果たして臨時株主総会開催に至るまでの高度な必然性が認められるかにつき、結論を得るに至りませんでした。また、現時点において、請求株主よりは、会社法第 297 条第 4 項に定める、請求株主による裁判所の許可取得による株主総会の開催を直ちに行うとの意向は表明されず、請求株主と協議を尽くして来ました中で、却って当社による最終判断を待ちたい旨の表明がなされております。

従いまして、引き続き協議並びに検討を尽くし、平成 24 年 12 月初旬を目途に決定したく存じます。決定に至り次第、お知らせいたします。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを衷心よりお詫び申し上げます。

以 上